



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

宇城農地整備事業

五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事

積 算 書

(当初)

九州農政局
宇城農地整備事業所

事業名	宇城農地整備事業
工事名	五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費				3,477,000	
・輸送費	1.000	式		306,000	
・ ・輸送費	1.000	式		306,000	
・ ・ ・輸送費(河川用水門)	1.000	式	306,000	306,000	1式当たり
S41002 輸送費(水門扉) 河川・水路用水門設備,12.3[各単位],38km,中・大形水門、堰、プレートゲ- 構造0-ラゲ-ト,,,,,	1.000	式	225,000	225,000	歩A・単A S単 4号
S41002 輸送費(鋼製付属) 鋼製付属設備,0.674[各単位],38km,,,,,,,,,	1.000	式	81,000	81,000	歩A・単A S単 5号
合 計				306,000	
・水門扉据付工	1.000	式		2,509,000	
・ ・水門扉据付工	1.000	式		2,509,000	
・ ・ ・水門扉据付工	1.000	式	2,003,000	2,003,000	1式当たり
S41009 水門設備据付工 小形水門,,ローラゲ-ト(4方水密),,,扉体面積:10㎡未満,,12.30,0.00,手 動・エンジン・操作盤一体開閉装置,1門,1.00,	1.000	門	1,702,845	1,702,845	歩A・単A S単 6号
X41006 据付間接費 水門設備(小形水門を除く)【新設】,130%,	1.000	式	1,884,315	1,884,315	歩A・単A X単 7号
X41003 据付材料費 水門設備,,,,中・大形水門・起伏堰,	1.000	式	233,724	233,724	歩A・単A X単 3号
X41002 補助材料費(据付) 水門設備(小形水門設備を除く),4%,	1.000	式	66,778	66,778	歩A・単A X単 1号
合 計				3,887,662	
計(1)(直接費対象分)				2,003,347	
計(2)(間接費対象分)				1,884,315	
・ ・ ・水門扉据付工(直接経費)	1.000	式	506,000	506,000	1式当たり
S16002 電気溶接機[ディ-ゼ-ルエンジン駆動・直流ア-ク式・排対2次] ,最大溶接電流200A,運転1日当たり算出,機械損料+燃料,軽油,交替制補正 対象外	6.000	日	3,390	20,340	歩A・単A S単 2号
S16004 ラフレ-ンル-ン[油圧伸縮ジ-ブ型・~低騒・排対型(~2014)] ラフレ-ンル-ン(油圧伸縮ジ-ブ型),50ton吊り,なし	4.000	日	119,000	476,000	歩A・単A S単 3号
X41005 雑器具損料	1.000	式	9,927	9,927	歩A・単A X単 5号
合 計				506,267	
・鋼製付属設備据付工	1.000	式		277,000	
・ ・鋼製付属設備据付工	1.000	式		277,000	
・ ・ ・鋼製付属設備据付工 防護柵 H=1.1m L=18.7m	1.000	式	145,000	145,000	1式当たり
X41004 鋼製付属設備据付工 防護柵,0.1 x 5.0,0.00,1基,1.00,,674.1	1.000	基	143,897	143,897	歩A・単A X単 4号
X41006 据付間接費 水門設備(小形水門を除く)【新設】,130%,	1.000	式	159,227	159,227	歩A・単A X単 8号
X41002 補助材料費(据付) 鋼製付属設備,1%,	1.000	式	1,411	1,411	歩A・単A X単 2号
合 計				304,535	
計(1)(直接費対象分)				145,308	
計(2)(間接費対象分)				159,227	
・ ・ ・鋼製付属設備据付工(直接経費)	1.000	式	132,000	132,000	1式当たり
S16002 電気溶接機[ディ-ゼ-ルエンジン駆動・直流ア-ク式・排対2次] ,最大溶接電流200A,運転1日当たり算出,機械損料+燃料,軽油,交替制補正 対象外	3.000	日	3,390	10,170	歩A・単A S単 2号
S16004 ラフレ-ンル-ン[油圧伸縮ジ-ブ型・~低騒・排対型(~2014)] ラフレ-ンル-ン(油圧伸縮ジ-ブ型),50ton吊り,なし	1.000	日	119,000	119,000	歩A・単A S単 3号
X41005 雑器具損料	1.000	式	2,583	2,583	歩A・単A X単 6号

事業名	宇城農地整備事業
工事名	五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事

コード	名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
S03701	*** S単 - 1号 *** 【鉄筋工】 【鉄筋工】 SD295,D16,一般構造物,10t未満,-,無し,差筋及び抗頭処理,10%未満		ton	166,348		歩A・単A
S16002	*** S単 - 2号 *** 電気溶接機[「イーセ」エンジン駆動・直流アーク式・排対2次] 電気溶接機[「イーセ」エンジン駆動・直流アーク式・排対2次] 最大溶接電流200A,運転1日当たり算出,機械損料+燃料,軽油,交替制補正対象外		日	3,390		歩A・単A
S16004	*** S単 - 3号 *** ラフレ-ソル-ソ[油圧伸縮ジブ型・~低騒・排対型(~2014)] ラフレ-ソル-ソ[油圧伸縮ジブ型・~低騒・排対型(~2014)] ラフレ-ソル-ソ(油圧伸縮ジブ型),50ton吊り,なし		日	119,000		歩A・単A
S41002	*** S単 - 4号 *** 輸送費(水門扉) 輸送費 河川・水路用水門設備,12.3[各単位],38km,中・大形水門・堰,プレートゲ-ク構造 0-ラゲ-ト,,,,,		式	225,000		歩A・単A
S41002	*** S単 - 5号 *** 輸送費(鋼製付属) 輸送費 鋼製付属設備,0.674[各単位],38km,,,,,,		式	81,000		歩A・単A
S41009	*** S単 - 6号 *** 水門設備据付工 水門設備据付工 小形水門,,ローラゲ-ト(4方水密),,,扉体面積:10㎡未満,,12.30,0.00,手動・エンジン・操作盤一体開閉装置,1門,1.00,		門	1,702,845		歩A・単A
SA0311	*** S単 - 7号 *** SP コンクリート SP コンクリート 無筋・鉄筋構造物,コンクリ-トポン車打設,計上する,10m3以上100m3未満,一般養生,延長無し,-,-,,24-12-25(20)(高炉B) W/C5%		m3	32,970		歩A・単A
SA0312	*** S単 - 8号 *** SP 型枠 SP 型枠 一般型枠,鉄筋・無筋構造物		㎡	9,525		歩A・単A
X41002	*** X単 - 1号 *** 補助材料費(据付) 補助材料費(据付) 水門設備(小形水門設備を除く),4%,		式	66,778		歩A・単A
X41002	*** X単 - 2号 *** 補助材料費(据付) 補助材料費(据付) 鋼製付属設備,1%,		式	1,411		歩A・単A
X41003	*** X単 - 3号 *** 据付材料費 据付材料費 水門設備,,,,,中・大形水門・起伏堰,		式	233,724		歩A・単A
X41004	*** X単 - 4号 *** 鋼製付属設備据付工 鋼製付属設備据付工 防護柵,0.1 x 5.0,0.00,1基,1.00,,674.1		基	143,897		歩A・単A
X41005	*** X単 - 5号 *** 雑器具損料 雑器具損料		式	9,927		歩A・単A
X41005	*** X単 - 6号 *** 雑器具損料 雑器具損料		式	2,583		歩A・単A
X41006	*** X単 - 7号 *** 据付間接費 据付間接費 水門設備(小形水門を除く)【新設】,130%,		式	1,884,315		歩A・単A
X41006	*** X単 - 8号 *** 据付間接費 据付間接費 水門設備(小形水門を除く)【新設】,130%,		式	159,227		歩A・単A

事業名	宇城農地整備事業
工事名	五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単 - 1号 ***						
S03701	【鉄筋工】 【鉄筋工】 SD295, D16, 一般構造物, 10t未満, -, 無し, 差筋及び杭頭処理, 10%未満		ton		1,000 ton	歩A 当たり算出
	1)規格区分 2)径区分 3)作業区分 4)施工規模 5)時間的制約 6)夜間作業 7)構造物区分 8)太径鉄筋量	SD295 D16 一般構造物 10t未満 - 無し 差筋及び杭頭処理 10%未満				
P18247	異形棒鋼 SD295 D16	1.030	ton	93,500	96,305	
A01001	鉄筋(一般構造物)	1.090	ton	64,260	70,043	
	合計				166,348	算出数量 1,000 ton
	単価		ton		166,348	
*** S単 - 2号 ***						
S16002	電気溶接機[ディーズエンジン駆動・直流アーク式・排対2次] 電気溶接機[ディーズエンジン駆動・直流アーク式・排対2次] 最大溶接電流200A, 運転1日当たり算出, 機械損料+燃料, 軽油, 交替制補正対象外		日		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	1)機械コード 単位が日のみ 2)機械損料算出区分 3)運転1日当たり運転時間(T) 4)運転日に対する供用日の割合(YC) 5)単価計上区分 6)燃料区分 7)燃料の計上方法 8)燃料消費量(入力の場合) 9)交替制作業補正区分	M27432 運転1日当たり算出 5.0 1.80 機械損料+燃料 軽油 機械経費算定基準値による 0.0 交替制補正対象外				
M27432	電気溶接機[ディーズエンジン駆動・直流アーク式・排対2次] 最大溶接電流200A	1.800	供用日	1,010	1,818	
P34029	軽油 ハトール給油	12.000	L	131	1,572	
	合計				3,390	算出数量 1,000 各単位
	単価		各単位		3,390	
Y00001	単位					
*** S単 - 3号 ***						
S16004	フレンソルン[油圧伸縮ジブ型・~低騒・排対型(~2014)] フレンソルン[油圧伸縮ジブ型・~低騒・排対型(~2014)] フレンソルン(油圧伸縮ジブ型), 50ton吊り, なし		日		1,000 日	歩A 当たり算出
	1)機械区分 2)規格 3)運転1日当たり運転時間(T) 4)運転日に対する供用日の割合(YC) 5)長期割引単価区分(賃料機械)	フレンソルン(油圧伸縮ジブ型) 50ton吊り 0.0 0.00 なし				
F01088	フレンソルン[油圧伸縮ジブ型・~低騒・排対型(~2014)] 吊上能力50t吊	1.000	日	119,000	119,000	
	合計				119,000	算出数量 1,000 日
	単価		日		119,000	
*** S単 - 4号 ***						
S41002	輸送費(水門扉) 輸送費 河川・水路用水門設備, 12.3[各単位], 38km, 中・大形水門, 堰, プレハブ構造0-ゲート, , , , ,		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	1)工種区分 2)対象要素(X)の数量	河川・水路用水門設備 12.300[各単位]				

事業名	宇城農地整備事業
工事名	五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	3)想定輸送距離(D)の数量	38.000km				
	4)設備区分(河川用水門)	中・大形水門、堰				
	5)形式区分(河川・水路用水門設備)	プレートゲート構造のゲート				
K79213	輸送費		1.000	式	225,000	
	合計				225,000	算出数量 1.000 式
	単価				225,000	
	*** S単 - 5号 ***					
S41002	輸送費(鋼製付属)			式	1,000	式 歩A 当たり算出
	輸送費					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	鋼製付属設備,0.674[各単位],38km,,,,,,,,					制約作業時間:0.0 冬期補正:なし
	1)工種区分	鋼製付属設備				豪雪補正:なし 亜熱帯補正:なし
	2)対象要素(X)の数量	0.674[各単位]				基本給時間:8.0 超勤時間:0.0
	3)想定輸送距離(D)の数量	38.000km				深夜時間:0.0 週休:月単位
K79213	輸送費		1.000	式	81,000	
	合計				81,000	算出数量 1.000 式
	単価				81,000	
	*** S単 - 6号 ***					
S41009	水門設備据付工			門	1,000	門 歩A 当たり算出
	水門設備据付工					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	小形水門,ローラゲート(4方水密),扉体面積:10㎡未満,12.30.0					制約作業時間:0.0 冬期補正:なし
	.00,手動・エンジン・操作盤一体開閉装置,1門,1.00,					豪雪補正:なし 基本給時間:8.0
	1)設備区分	小形水門				深夜時間:0.0 週休:月単位
	3)形式区分(2)	ローラゲート(4方水密)				
	6)適用範囲の値(2)	扉体面積:10㎡未満				
	8)扉体面積(x)(㎡)	12.30				
	9)その他の据付工数(人/門)	0.00				
	10)開閉装置区分	手動・エンジン・操作盤一体開閉装置				
	11)据付数	1門				
	12)補正係数(Kn)	1.00				
	13)水門扉形式及び名称					
R03002	据付工		44.970	人	32,232	
R01003	普通作業員		11.240	人	22,542	
	合計				1,702,845	算出数量 1.000 門
	単価			門	1,702,845	
	*** S単 - 7号 ***					
SA0311	SP コンクリート			m3	1,000	m3 歩A 当たり算出
	SP コンクリート					時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0
	無筋・鉄筋構造物,コンクリートポンプ車打設,計上する,10m3以上100m3未満					制約作業時間:0.0 冬期補正:なし
	,一般養生,延長無し,-,-,24-12-25(20)(高炉B) W/C55%					豪雪補正:なし 基本給時間:8.0
						深夜時間:0.0 週休:月単位
	1)構造物種別	無筋・鉄筋構造物				
	2)打設工法	コンクリートポンプ車打設				
	3)コンクリートの計上	計上する				
	4)設計日打設量	10m3以上100m3未満				
	5)養生工の種類	一般養生				
	6)圧送管延長距離区分	延長無し				
	7)現場内小運搬の有無	-				
	8)打設高さ、水平打設距離	-				
	10)規格区分	24-12-25(20)(高炉B) W/C55%				
	単価			m3	32,970	
	*** S単 - 8号 ***					
SA0312	SP 型枠			㎡	1,000	㎡ 歩A 当たり算出

事業名	宇城農地整備事業
工事名	五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** X単 - 1号 ***					
X41002	補助材料費(据付)		式		1,000	歩A 当たり算出
	補助材料費(据付) 水門設備(小形水門設備を除く),4%,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)工種区分	水門設備(小形水門設備を除く)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)据付補助材料費率(Y)	4.000%		深夜時間:0.0	週休:月単位	
	3)工種区分の名称					
	4)据付材料費対象金額小計(円)	1,669,456.000円				
K79391	据付補助材料費		0.040	式	1,669,456	66,778
	合計					算出数量 1.000 式
	単価			式		66,778
	*** X単 - 2号 ***					
X41002	補助材料費(据付)		式		1,000	歩A 当たり算出
	補助材料費(据付) 鋼製付属設備,1%,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)工種区分	鋼製付属設備		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)据付補助材料費率(Y)	1.000%		深夜時間:0.0	週休:月単位	
	3)工種区分の名称					
	4)据付材料費対象金額小計(円)	141,075.000円				
K79391	据付補助材料費		0.010	式	141,075	1,411
	合計					算出数量 1.000 式
	単価			式		1,411
	*** X単 - 3号 ***					
X41003	据付材料費		式		1,000	歩A 当たり算出
	据付材料費 水門設備,...,中・大形水門・起伏堰,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)工種区分	水門設備		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	6)原動機出力	0.000kW		深夜時間:0.0	週休:月単位	
	7)形式区分	中・大形水門・起伏堰				
	8)据付材料費率(X)	14.000%				
	9)工種区分の名称					
	10)据付材料費対象金額小計(円)	1,669,456.000円				
K79371	据付材料費		0.140	式	1,669,456	233,724
	合計					算出数量 1.000 式
	単価			式		233,724
	*** X単 - 4号 ***					
X41004	鋼製付属設備据付工		基		1,000	歩A 当たり算出
	鋼製付属設備据付工 防護柵,0.1 x 5.0,0.00,1基,1.00,,674.1			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設備区分	防護柵		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)適用範囲(ton/基)	0.1 x 5.0		深夜時間:0.0	週休:月単位	
	3)その他の据付工数(人/ton)	0.00				
	4)据付基数	1基				
	5)据付数による補正係数(Kn)	1.00				
	6)鋼製付属設備名称					
	7)据付対象質量(kg/基)	674.100				
R03002	据付工 80%		3.800	人	32,232	122,482
R01003	普通作業員 20%		0.950	人	22,542	21,415
	合計					算出数量 1.000 基
	単価			基		143,897
	*** X単 - 5号 ***					
X41005	雑器具損料		式		1,000	歩A 当たり算出
	雑器具損料			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	

事業名	宇城農地整備事業
工事名	五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	1)雑器具損料対象金額小計(円)	496,340.000		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
K79411	雑器具損料	0.020	式	496,340	9,927	
	合計				9,927	算出数量 1.000 式
	単価		式		9,927	
	*** X単 - 6号 ***					
X41005	雑器具損料		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	雑器具損料			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)雑器具損料対象金額小計(円)	129,170.000		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
K79411	雑器具損料	0.020	式	129,170	2,583	
	合計				2,583	算出数量 1.000 式
	単価		式		2,583	
	*** X単 - 7号 ***					
X41006	据付間接費		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	据付間接費 水門設備(小形水門を除く)【新設】.130%,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)工種区分	水門設備(小形水門を除く)【新設】		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
	2)据付間接費率(Y)	130.000%				
	3)工種区分の名称					
	4)据付工対象金額(円)	1,449,473.000				
K79251	据付間接費	1.300	式	1,449,473	1,884,315	
	合計				1,884,315	算出数量 1.000 式
	単価		式		1,884,315	
	*** X単 - 8号 ***					
X41006	据付間接費		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	据付間接費 水門設備(小形水門を除く)【新設】.130%,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)工種区分	水門設備(小形水門を除く)【新設】		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0 週休:月単位	
	2)据付間接費率(Y)	130.000%				
	3)工種区分の名称					
	4)据付工対象金額(円)	122,482.000				
K79251	据付間接費	1.300	式	122,482	159,227	
	合計				159,227	算出数量 1.000 式
	単価		式		159,227	

令和8年度 宇城農地整備事業
五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事

特別仕様書

九州農政局 宇城農地整備事業所

第1章 総則

令和8年度宇城農地整備事業五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、宇城農地整備事業計画に基づき、五丁川第2排水機場の排水樋門に水門設備を据付するものである。

2. 工事場所

熊本県宇城市松橋町浅川地先

3. 工事概要

本工事は、排水樋門水門設備及び附帯設備等の据付工事で、その概要は以下のとおりである。

(1) ゲート設備

- 1) 形式 ステンレス製ローラゲート
- 2) 寸法 純径間3.5m、有効高3.5m
- 3) 数量 1門

(2) 付属設備

- 1) 防護柵 ステンレス製 H=1.1m L=18.7m 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事は、第2章3工事概要に示す設備の輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事は範囲外とする。
 - 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局所的な小水替は受注者が行うものとする。）
 - 2) 資機材の現場搬入道路の設置及び補修工事
 - 3) コンクリート構造物の箱抜き工事（ただし、アンカーボルト等埋込及び二次コンクリート工事は含むものとする。）
 - 4) ポンプ場からの電源供給、遠隔監視制御のための電気配電設備工事
 - 5) 屋外照明設備工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

据付工事は、令和8年7月より着手可能である。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は下記のとおりとする。

現場据付の工事期間には雨天、休日等14日を見込んでいる。

(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日である。)

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後6時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-12に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労務者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている78日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年8月17日(工事完了期限日)まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

(1) 宇城農地整備事業 五丁川第2排水機場建設工事

(令和7年11月17日～令和10年3月15日)

2. 搬入路

(1) 現場への搬入路は、低床トレーラーの進入が可能である。

(2) 一般車両の通行については、交通規制をしていないため機器の搬入に当たっては、地元と十分な打合せを行い事故や紛争が生じないよう留意するものとする。

3. 第三者に対する対策

(1) 保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 提出図書等

1. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、ポンプ場建設予定敷地内であるが、詳細は監督職員の指示によるものとする。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の設計・施工において、関連する次の資料は貸与する。

(1) 資料名

令和3年度宇城農地整備事業

五丁川第2排水機場実施設計業務 報告書

令和4年度宇城農地整備事業

五丁川第2排水機場耐震性能検討他業務 報告書

令和6年度宇城農地整備事業

五丁川第2排水機場施設機械実施設計業務 報告書

令和7年度宇城農地整備事業

五丁川第2排水機場排水樋門ゲート製作据付工事 完成図書

(2) 貸与期間

工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所

九州農政局 宇城農地整備事業所

(4) 貸与条件

貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 設計

1. 一般事項

- (1) 運転が確実に操作の容易なものとする。
- (2) 据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設備諸元

本ゲート設備諸元は、次の通りとする。

(1) 水門設備の諸元

仕様項目	樋管ゲート	備考
形式	ステンレス製ローラゲート	
純径間	3.5m	
有効高	3.5m	
ゲート敷高	T P-1.600	
門数	1門	
設計水位前面	6.10m (T P+4.500)	
設計水位後面	0.00m (T P-1.600)	
操作水位前面 (開)	6.01m (T P+4.410)	
操作水位後面 (開)	0.00m (T P-1.600)	
操作水位前面 (閉)	6.01m (T P+4.410)	
操作水位後面 (閉)	5.01m (T P+3.410)	
水密方式	後面4方ゴム水密	
開閉装置	電動ラック式開閉装置 (搭載型盤付)	
駆動方式	モーター駆動	
開閉速度	0.30m/min 程度	
揚程	通常3.70m 保守揚程4.10m	
操作方式	機側及び遠隔	
許容応力等	鋼構造物計画設計指針 (水門扉編) による	

第10章 運転操作・制御方式

1. 運転操作

水門設備の運転操作内容は、別紙2「運転操作要領」のとおりとする

第11章 塗装

1. 一般事項

搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は、正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

2. 施工方法

現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

第12章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、図面及び下表に示すものを使用するものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。

点名	X座標	Y座標	標高 (m)
2級基準点 (御船No. 1)	-41657.677	-32298.915	0.096
2級基準点 (御船No. 2)	-41853.719	-32339.748	4.882
NT-2	-42019.314	-32281.353	—
豊川 KBM. 2	—	—	5.473
KBM. B1 (NT-3)	-42072.848	-32254.558	4.823
KBM. B2	-42120.499	-322343.911	5.001

3. 機械設備

- (1) 設備の配置は操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) ゲート設備をはじめ機器の据付に当たっては、損傷を与えないようにかつ機能を十分に発揮できるように正確に据付けなければならない。
- (4) ゲート設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取り付けるものとする。
- (5) 設備の据付は、地震時における水平移動、転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

4. 電気設備

- (1) 次に示すものはゲート設備工事の施工範囲外とする。
 - 1) 低圧分岐盤からゲート遠隔操作盤までの電気工事
 - 2) 低圧分岐盤からゲート機側操作盤までの電気工事
 - 3) 各ポンプ盤、ゲート機側操作盤からゲート遠隔操作盤までの電気工事

5. 付帯土木工事

戸当り二次コンクリート工事は本工事にて施工するものとする。

6. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の最 大寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類	使用 目的
鉄筋コンクリート	24	12	25 (20)	55 以下	BB	二次コンクリート

※ 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする

2) 鋼材

鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G 3112 SD295 D16

アンカーボルト ステンレス製

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

据付材料名	提出資料
コンクリート	配合計画書、試験成績書
鉄筋	試験成績書・カタログ・ミルシート
アンカーボルト	カタログ、試験成績書

第 1 3 章 支給材料

1. 支給設備

支給する設備は、第 2 章 3. に示すゲート設備及び付属設備のとおりである。

2. 引渡し場所

熊本県熊本市北区植木町石川 4 5 0 番地 1 地内

3. 引渡し時期

監督職員との打合せのうえ決定するものとする。

4. 引渡し方法

上記引渡し場所での引渡しとし、支給設備の取り扱いを受注者の責任において行うものとする。

第 1 4 章 試験及び検査

1. 検測又は確認（施工段階確認）

(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

1) 施設機械等工事

工 種		確認内容	確認時期	遠隔確認	備考
出来形管理	扉体 四方水密ローラゲート	寸法 (1)主ローラ踏面の偏差 (2)扉体の傾き	据付時	○	
	戸当り 四方水密ローラゲート	寸法 (1)純径間 (2)呑口高さ (3)基準点对角線長の差 (4)水密面の水平度 (5)主ローラ踏面板の鉛直度	据付時	○	

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認	備考	
	(6)水密面の鉛直度・平面度				
開閉装置 ラック式	寸法 (1)吊心間隔	据付時	○		
扉体 (1)共通	外観確認 (1)水密ゴムの戸当りへの当たりの状態 (2)扉体姿勢制御のためのくさび、ライナ調整	据付時	○		
戸当り (1)共通	外観確認 (1)水密ゴムと水密面当たりの状態 (2)コンクリート継目部の止水ゴムと底部戸当り伸縮継手との接合状態	据付時	○		
品質管理	開閉装置 (1)ラック式	外観確認 (1)変形と有害なきずの有無 機能管理 (1)電動機(電圧、電流) (2)扉体(開閉速度、自重降下速度) (3)電気配線(絶縁抵抗値) (4)手動ハンドル(作動力) (5)保護装置(作動) (6)ブレーキ(作動)	据付時	○	
	試験	試運転	据付時	○	

(2) (1) の 1) の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

第15章 施工管理

1. 主任技術者の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施工機械工事等施工管理基準」(令和4年3月)、及び共通仕様書による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト

(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別紙の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第16章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 関連工事との調整に係るもの。
- (2) 不可抗力によるもの。
- (3) 法・基準の改正に係るもの。
- (4) その他本仕様書に定めのないもの。

第17章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第18章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書（施）第1章1-1-27及び第1章1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又はBD-R） 正副2部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式1～様式4に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むVE 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥その他VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式5により通知するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係るこの提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容等、技術提案の履行状況について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 打合せ記録簿

工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を納入しなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す施工図の提出部数に含まないものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 様式（洋風）便器

- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じて以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 〔 現場閉所1週間に2日以上 〕	月単位の週休2日 現場閉所率 〔 28.5% (8日/28日) 以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工	-	1.02	1.02

9. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

10. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。

なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}^{\ast 1}}{\text{工期}}}$$

※1 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{*2}}$$

※2 補正係数：1.2

13. 総合負荷試運転調整に対する協力

受注者は、将来ポンプ設備の総合負荷試運転調整に立会うものとする。

なお、総合負荷試運転調整において受注者の責任に起因する異常が認められた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

第19章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

五丁川第 2 排水機場排水樋門ゲート運転操作要領

1. 操作

(1) 操作要領

1) ゲート設備は、遠隔操作でポンプ操作の準備条件として連動した開閉操作を行えるものとし、機側操作盤による操作では、連動操作と単独操作ができるものとする。

①単独操作

ゲート設備を他の設備に関連なく各々単独に行う操作である。

②ポンプ連動操作

ポンプが運転する準備として、ゲートが全開状態であることがポンプの起動準備完了。

又、ポンプが停止した場合、ゲートが閉運転を行い運転完了する。

③非常停止操作

ゲート設備は、設備の運転操作中に異常を感じた際に操作を停止する必要がある。その対策として、操作盤には非常停止釦を設ける。

非常停止釦の操作により、全設備は瞬時に停止できる回路とする。

各操作方法は、機側・遠隔について操作できるものとする。

操作場所	単 独	ポンプ 連動	非常停止
機 側	○	—	○
遠 隔	—	○	○

2) 運転操作方式の基本

(a) 運転操作位置

- a) [遠隔操作] 電気室内遠隔操作盤からの操作
- b) [機側操作] 機側操作盤による操作

3) 各操作開閉器には、誤操作防止のためインターロックをつけるものとする。

4) 遠隔操作と機側操作の切換は、機側操作盤で行うものとする。

(2) 運転要領

1) ゲート設備の始動条件

- (a) 故障が発生していないこと
- (b) 電源が入っていること
- (c) その他必要なもの

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

(1) 適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

(2) 機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用には、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－1のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－1 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和8年度

宇城農地整備事業

五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事

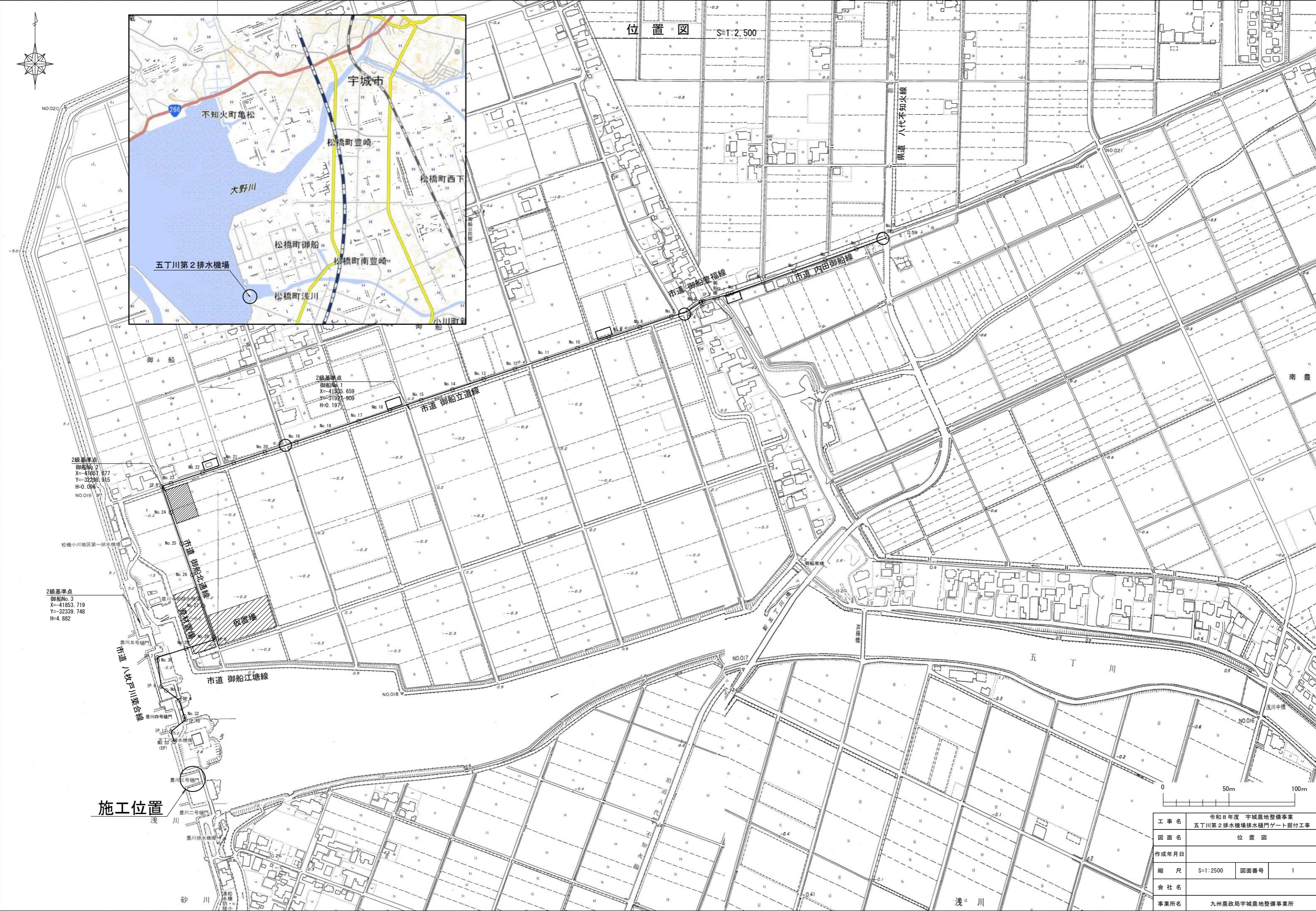
工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費（河川用水門）		式	1	
2. 水門扉据付工				
(1)水門扉据付工				
水門扉据付工		式	1	
水門扉据付工（直接経費）		式	1	
3. 鋼製付属設備据付工				
(1)鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工	防護柵 H=1.1m L=18.7m	式	1	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1	
4. 付帯土工事				
(1)二次コンクリート工				
型枠		式	1	
コンクリート	24-12-25 (20) 高炉B W/C55%	m3	6.2	
鉄筋	SD295 D16	ton	0.063	



位置図 S=1:2,500

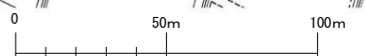


2級基準点
御船No. 1
X=41535.659
Y=31927.909
H=0.197

2級基準点
御船No. 2
X=41667.677
Y=32238.915
H=0.096

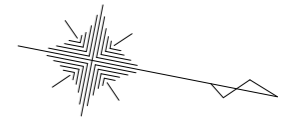
2級基準点
御船No. 3
X=41853.719
Y=32339.748
H=4.882

施工位置

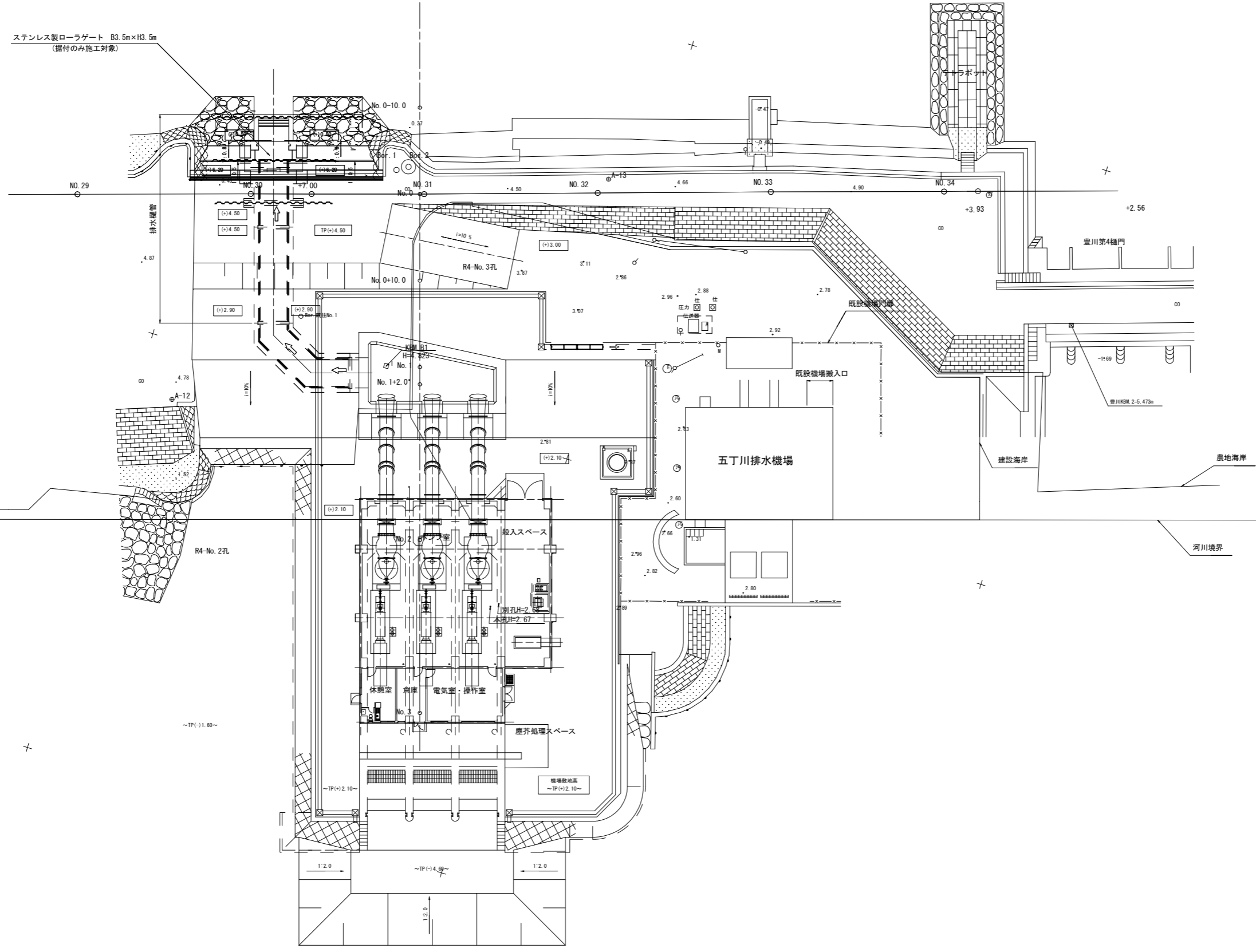


工事名	令和8年度 宇城農地整備事業 五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事		
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺	S=1:2500	図面番号	1
会社名			
事業所名	九州農政局宇城農地整備事業所		

計画平面図 S=1:250

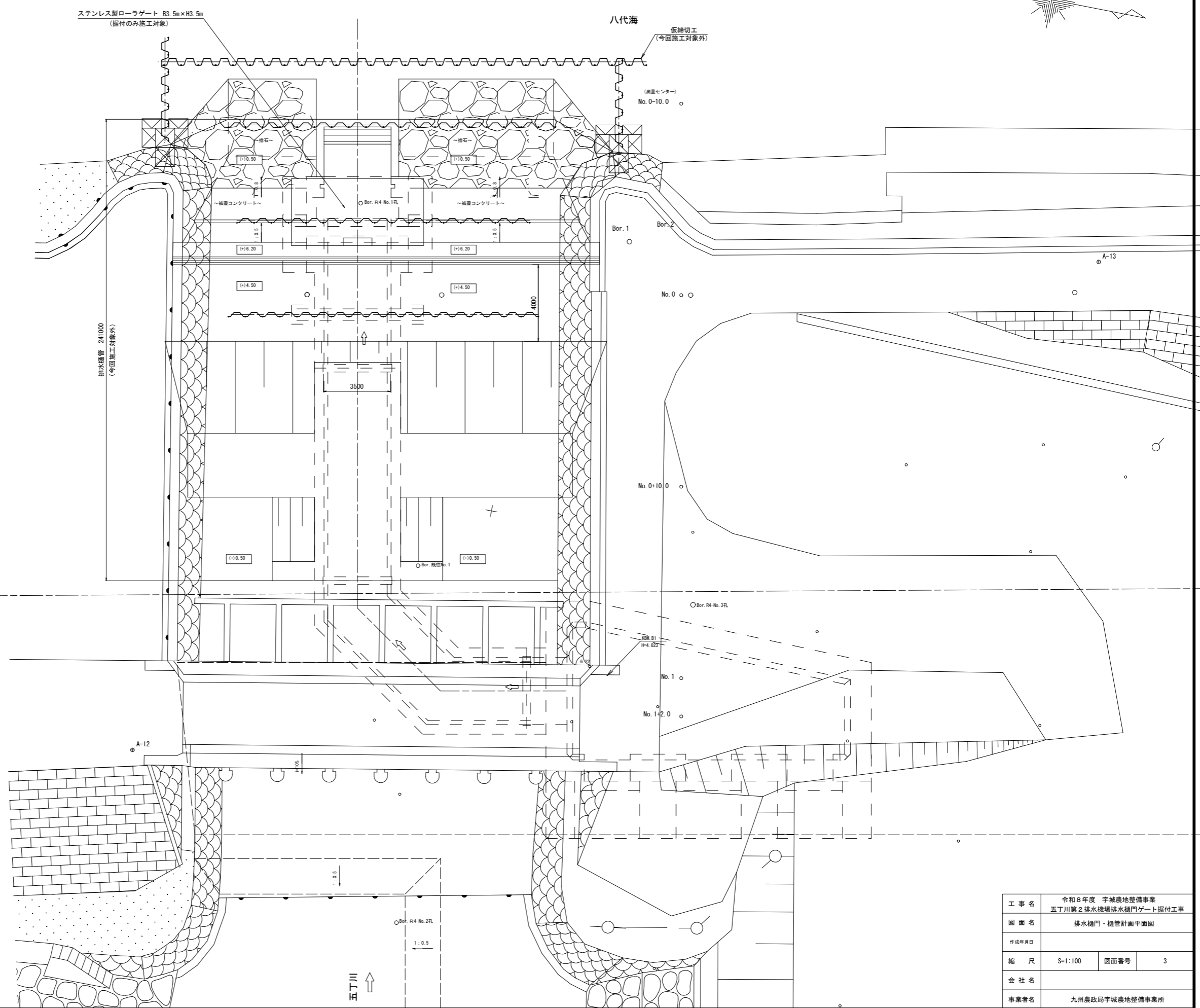
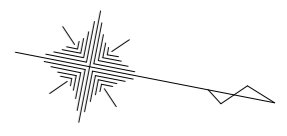


ステンレス製ローラゲート B3.5m×H3.5m
(据付のみ施工対象)



工事名	令和8年度 宇城農地整備事業 五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事		
図面名	計画平面図		
作成年月日			
縮尺	S=1:250	図面番号	2
会社名			
事務所名	九州農政局宇城農地整備事業所		

排水樋門・樋管計画平面図 S=1:100



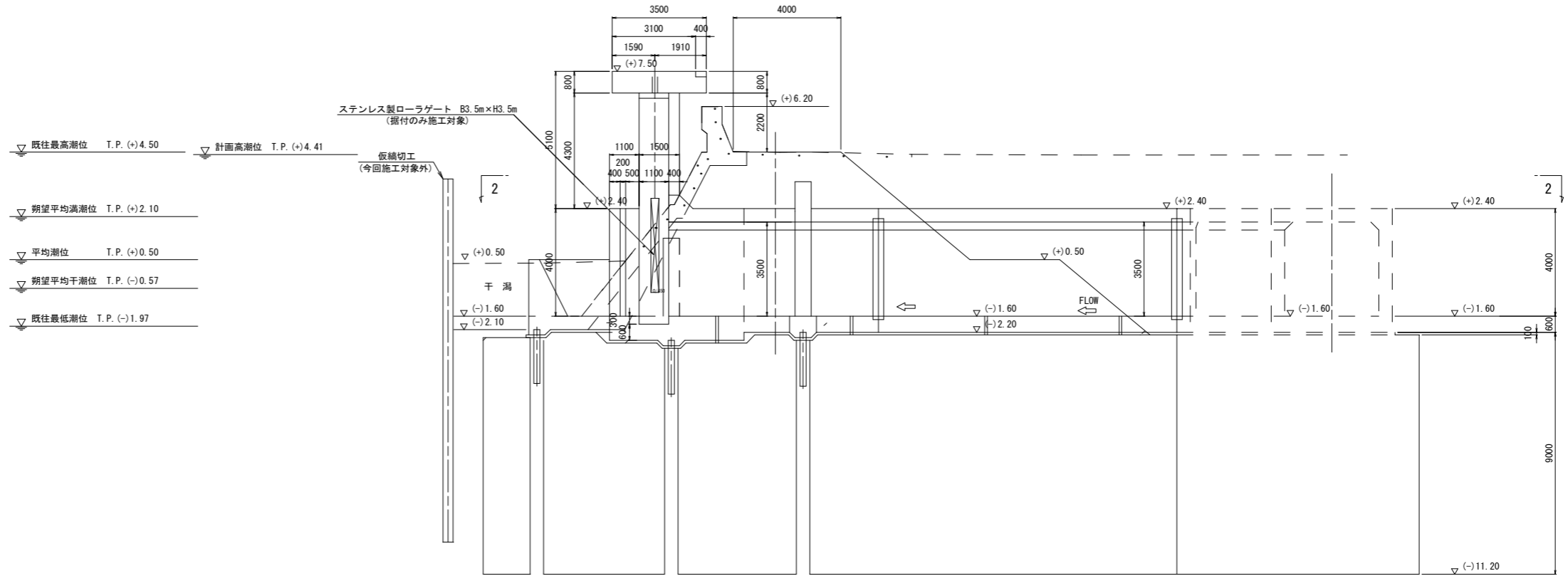
設計条件

基本条件	樋管形式	柔構造樋管 (強制排水専用樋管)
	樋管位置	
	本体長	L=21.1m (2スパン構造)
	内空断面	□ B3.50m × H3.50m
	ゲート形式	ステンレス製ローラゲート (電動)
使用材料	面体構造	場所打ち鉄筋コンクリート構造
	樋管敷高	▽ TP (-) 1.60m (Level)
	扉体	SUS316、SUS329J1
	鉄筋コンクリート	σ _{ck} =24N/mm ²
	鉄筋	SD345

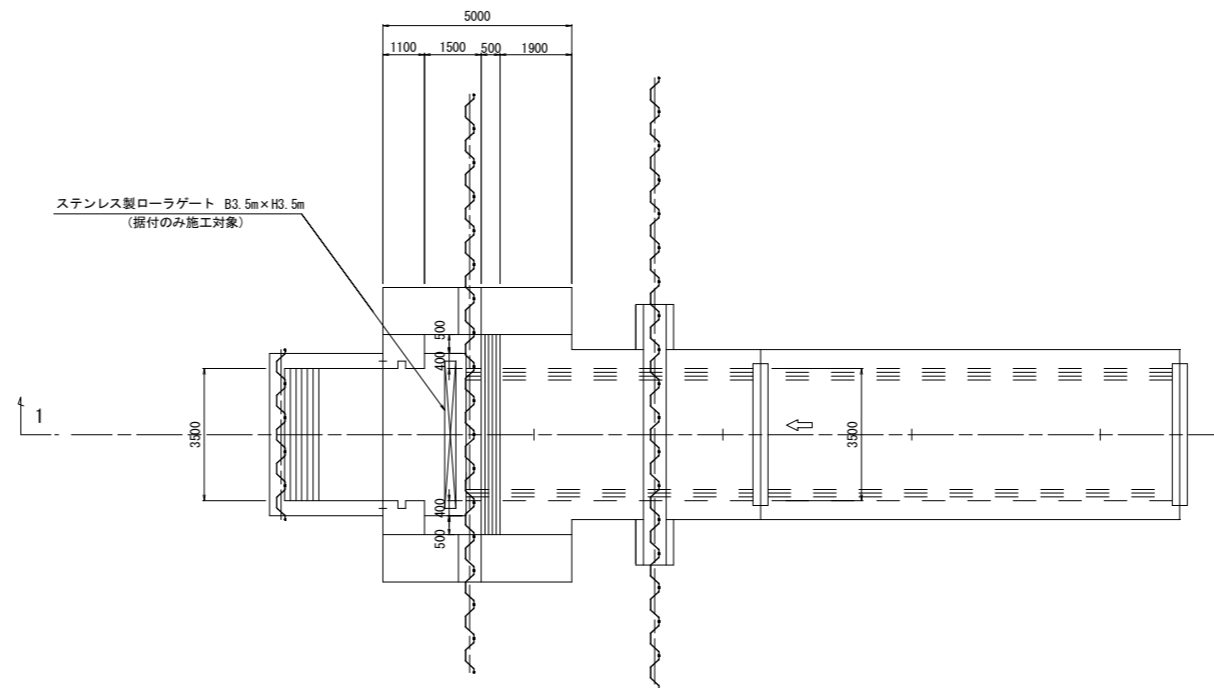
排水樋門・樋管一般図

S=1:100

縦断面図
(1 - 1)



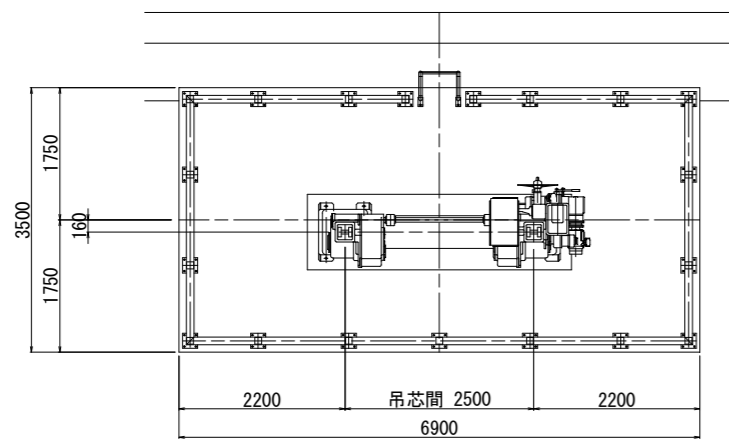
平面図
(2 - 2)



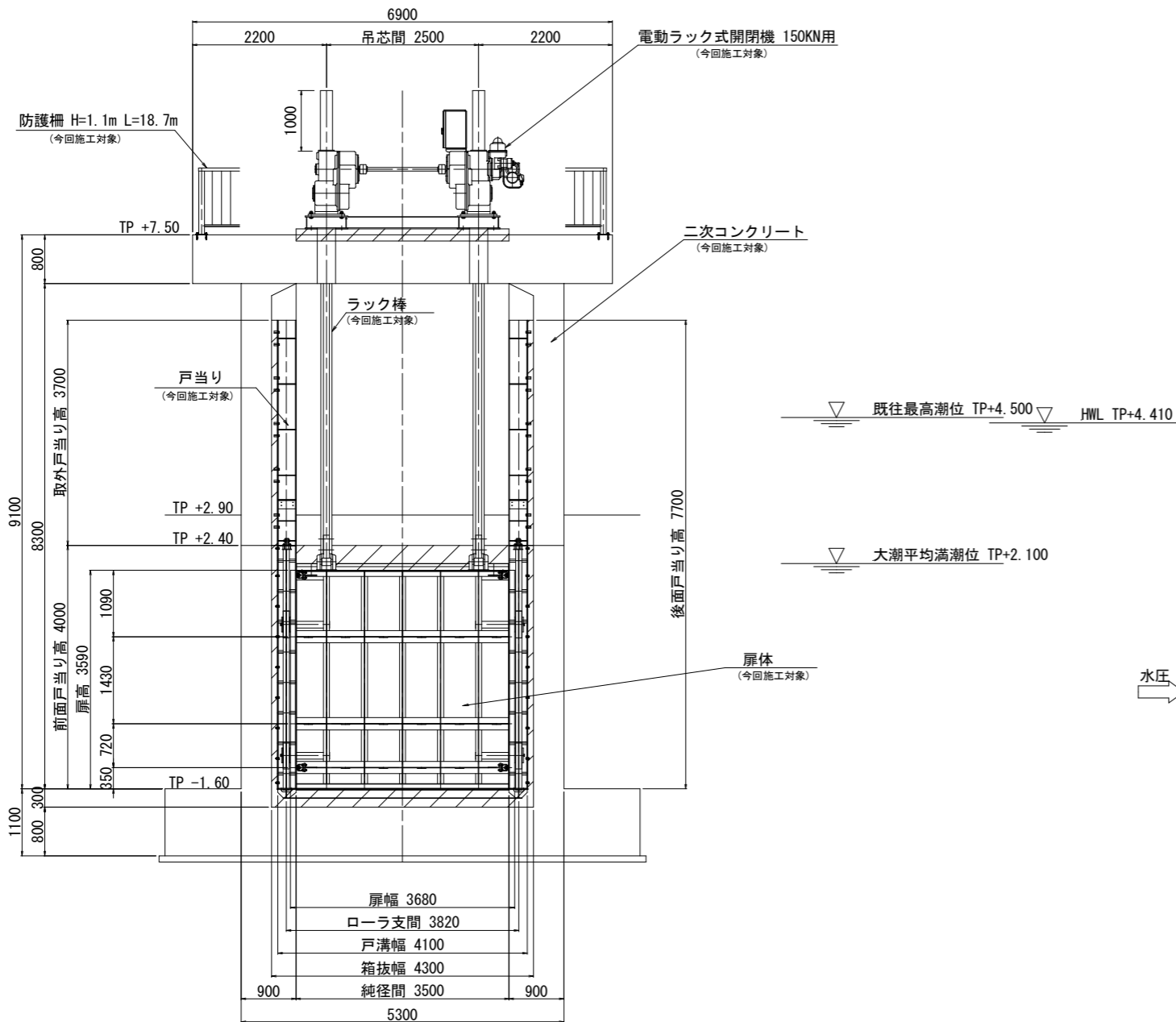
工事名	令和8年度 宇城農地整備事業 五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事		
図面名	排水樋門・樋管一般図		
作成年月日			
縮尺	S=1:100	図面番号	4
会社名			
事業者名	九州農政局宇城農地整備事業所		

排水樋門ゲート全体一般図 S=1:50

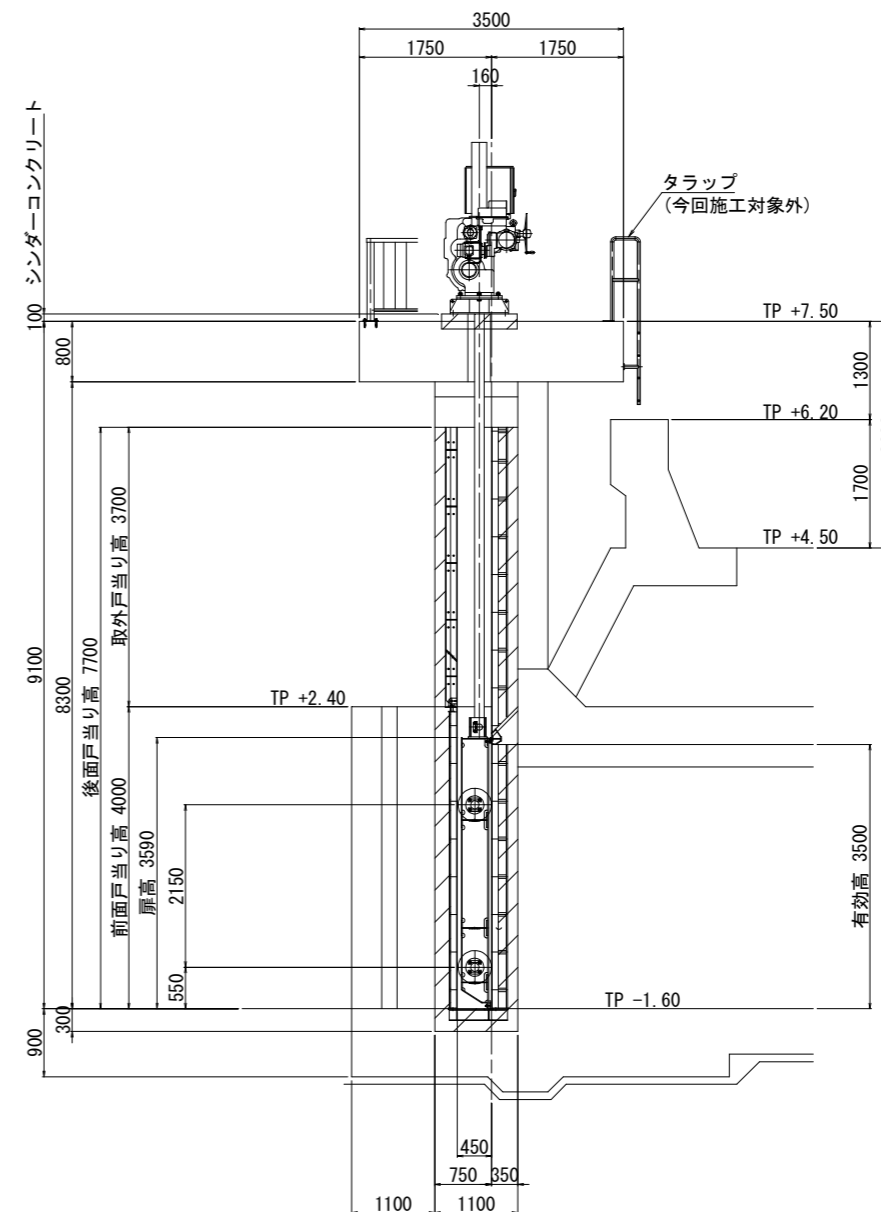
平面図



正面図



側面図



※) 斜線部は箱抜きを示す

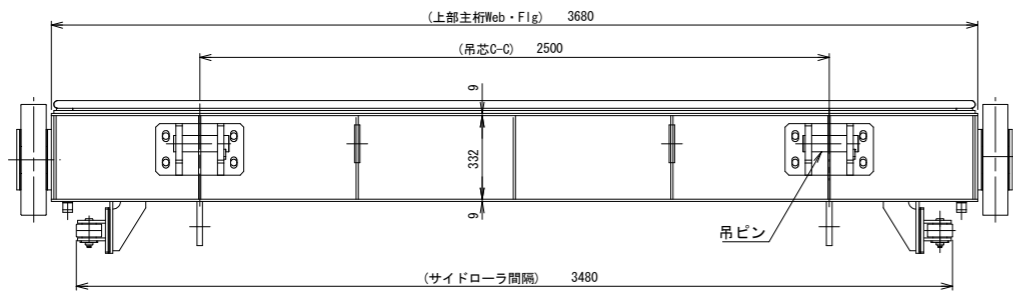
ローラゲート設計要項		
型式	ステンレス製ローラゲート	
設置数	1門	
純径間	3.500 m	
有効高	3.500 m	
設計水深	外水側	6.100 m (TP +4.500)
	内水側	0.000 m (TP -1.600)
操作水深 (開操作時)	外水側	6.010 m (TP +4.410)
	内水側	0.000 m (TP -1.600)
操作水深 (閉操作時)	外水側	6.010 m (TP +4.410)
	内水側	5.010 m (TP +3.410)
ゲート敷高	(TP -1.600)	
揚程	通常揚程 3.700 m 保守揚程 4.100 m	
水密方式	後面4方ゴム水密方式	
開閉方式	電動ラック式	
操作方式	機側操作、遠方操作	
主要部材	扉体	SUS316、SUS329J1
	戸当り	SUS316、SM400A

工事名	令和8年度 宇城農地整備事業		
図面名	五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事		
作成年月日			
縮尺	S=1:50	図面番号	5
会社名			
事業者名	九州農政局宇城農地整備事業所		

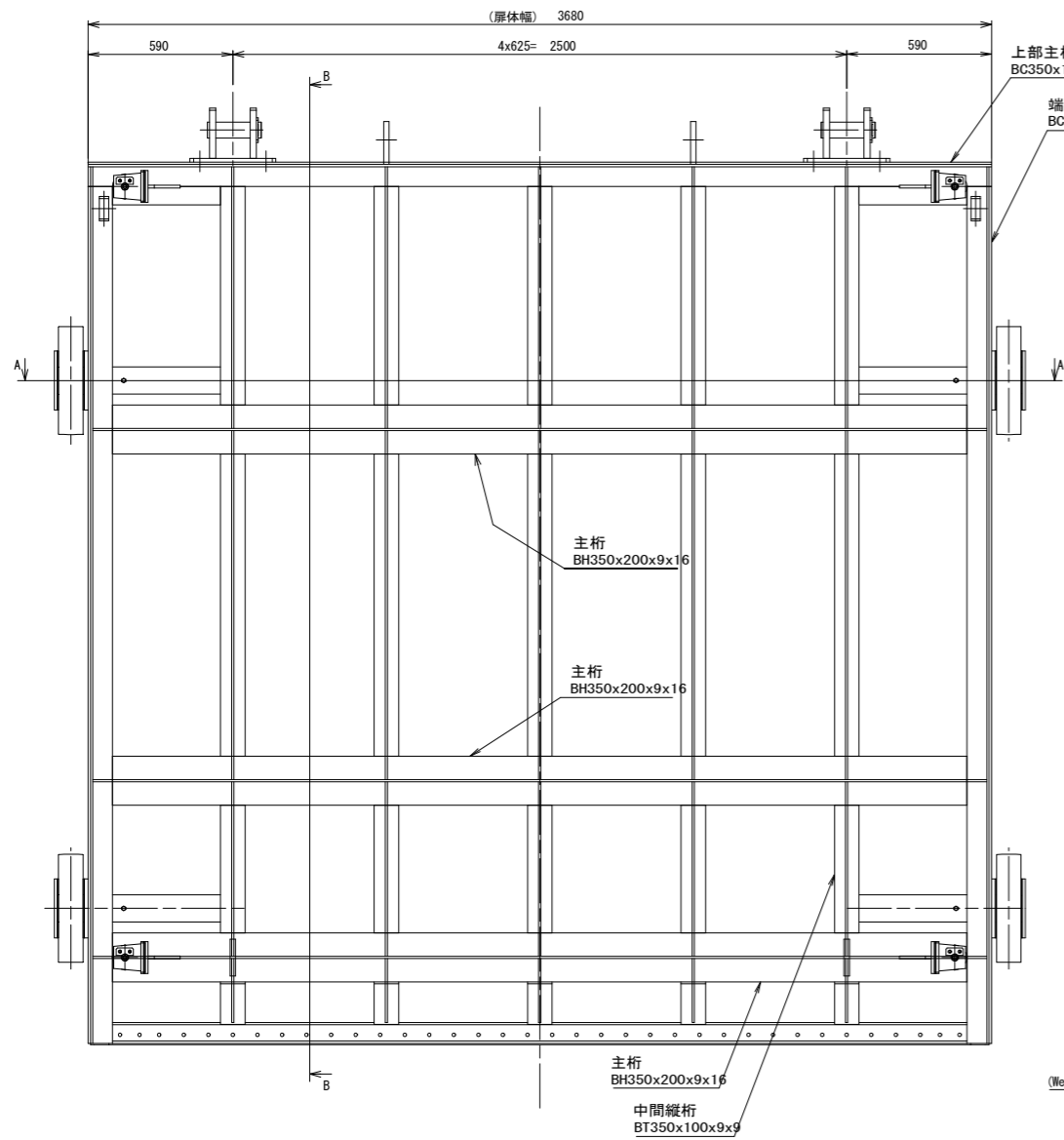
排水樋門ゲート扉体組立図

S=1:15

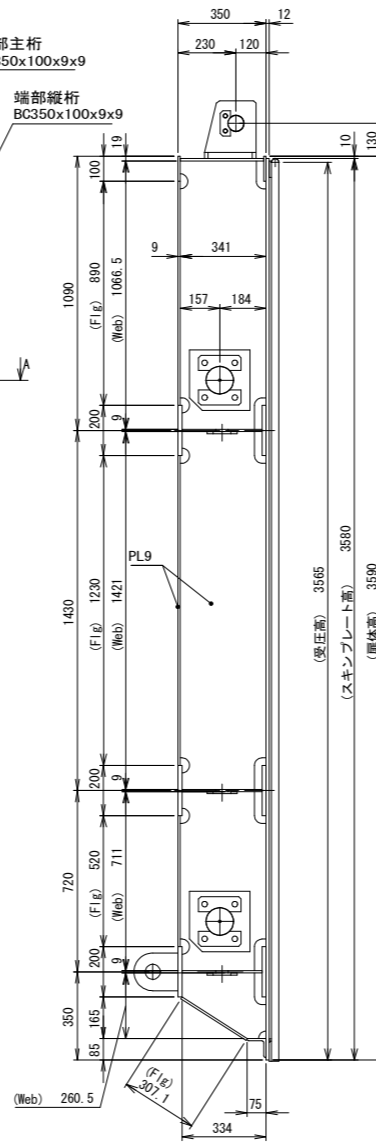
平面図



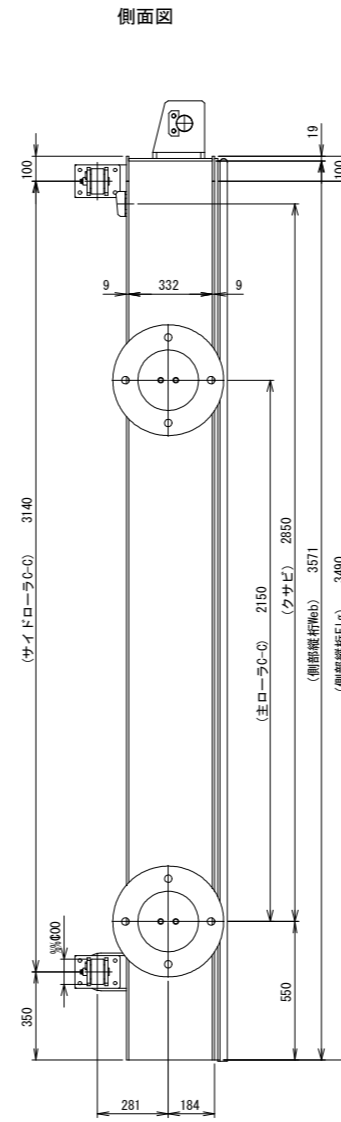
正面図



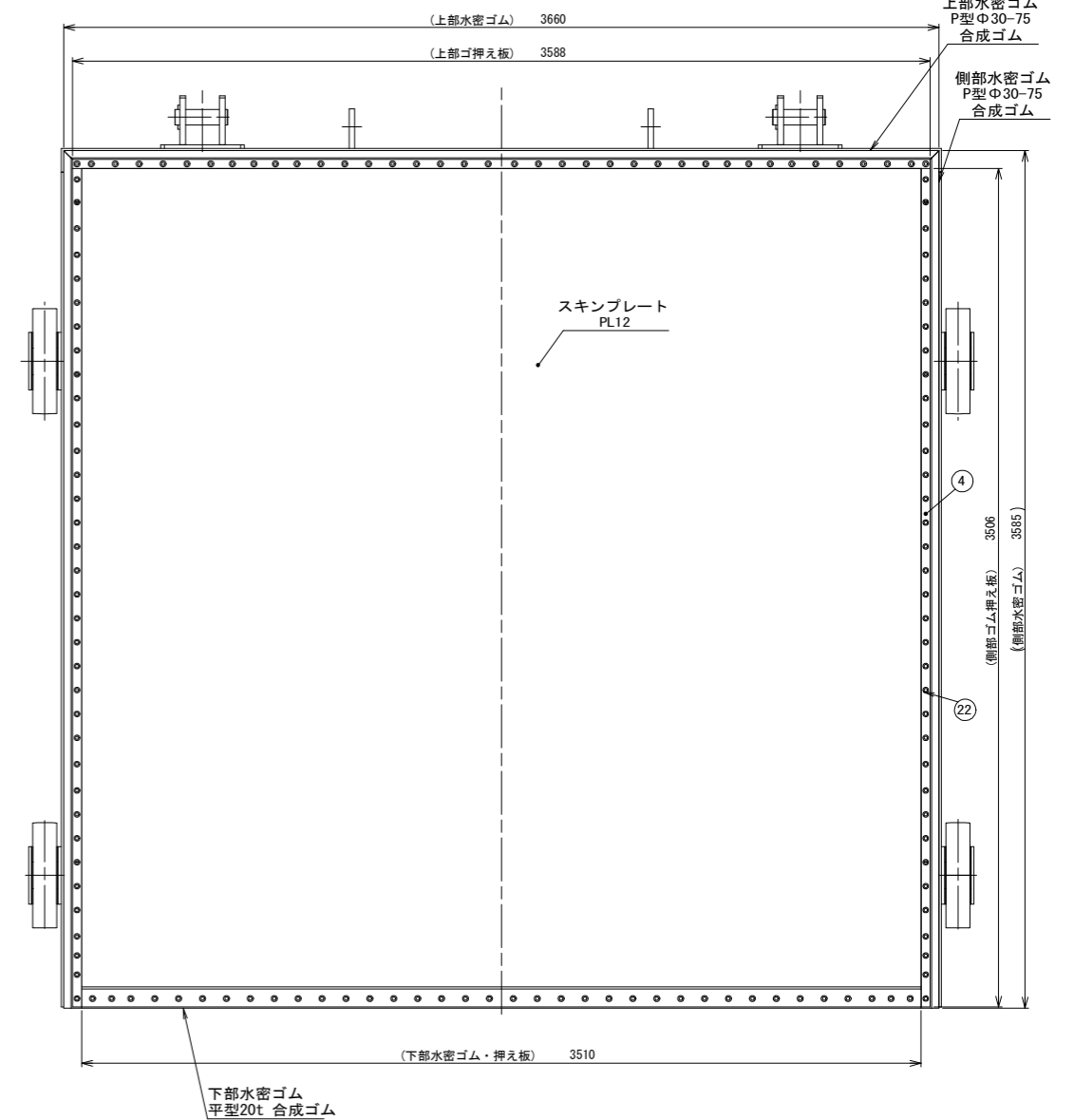
断面図 B-B



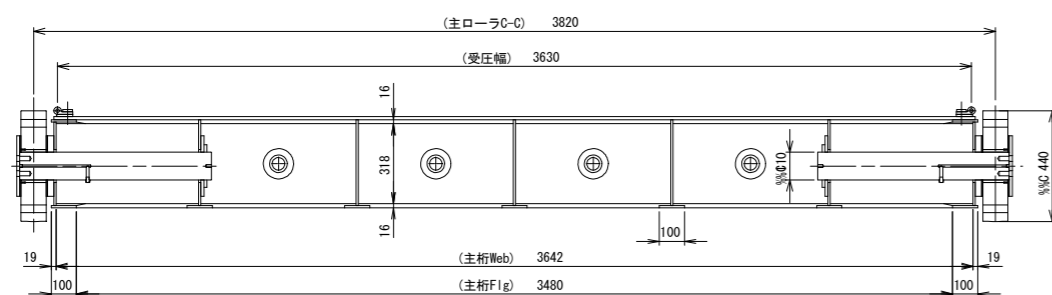
側面図



背面図



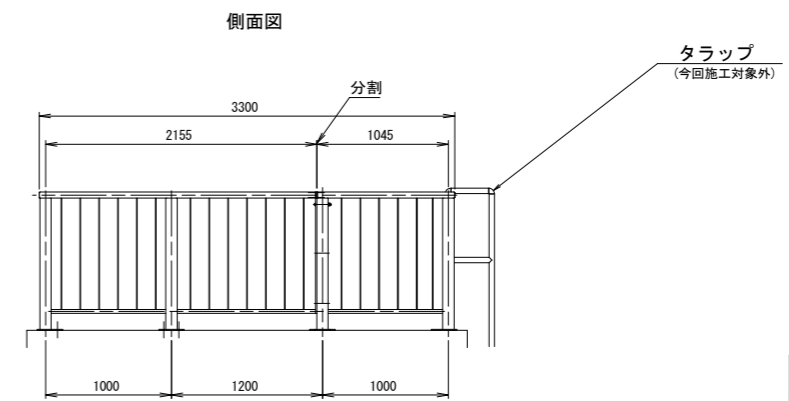
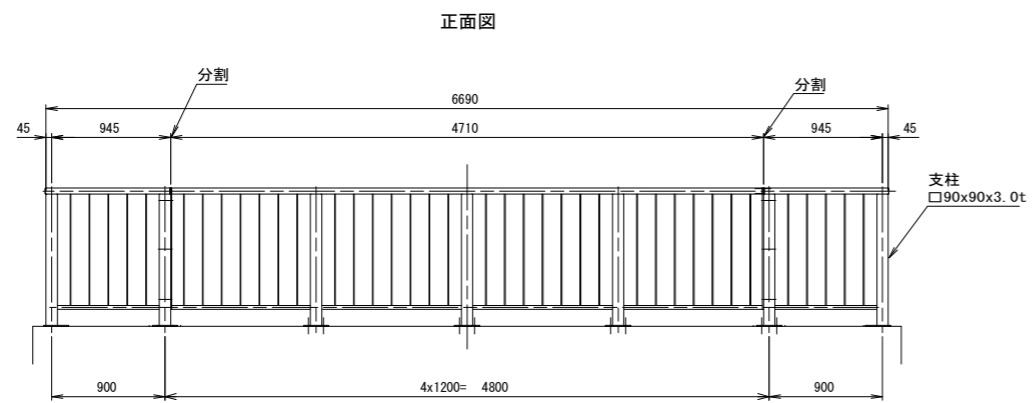
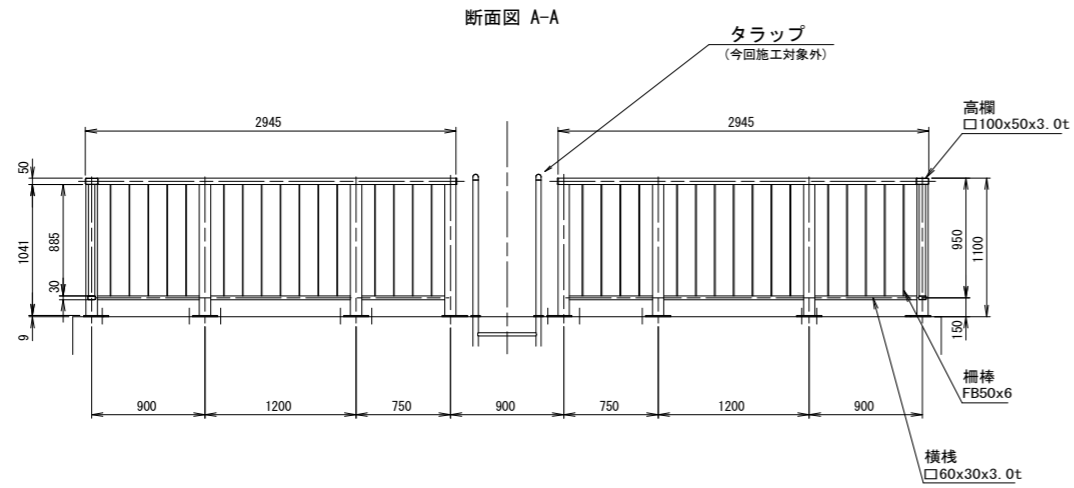
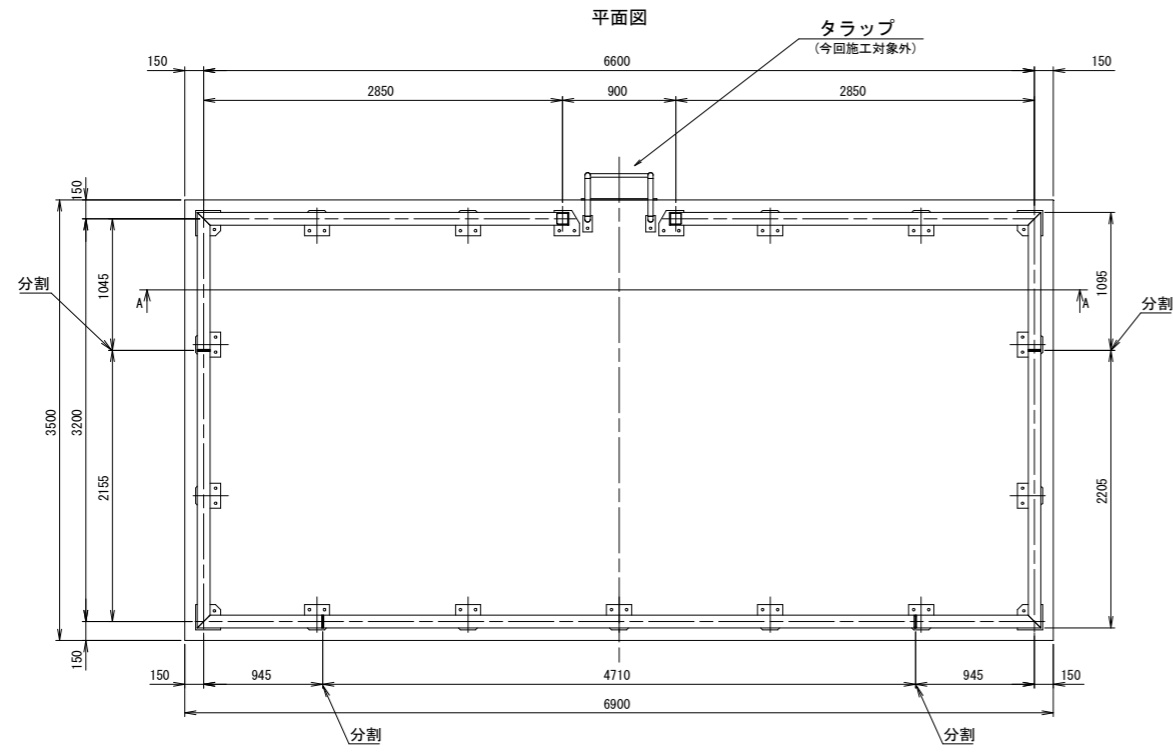
断面図 A-A



工事名	令和8年度 宇城農地整備事業 五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事		
図面名	排水樋門ゲート扉体組立図		
年月日			
尺度	S=1:15	図面番号	6
会社名			
事務所名	九州農政局宇城農地整備事業所		

排水樋門ゲート防護柵組立図

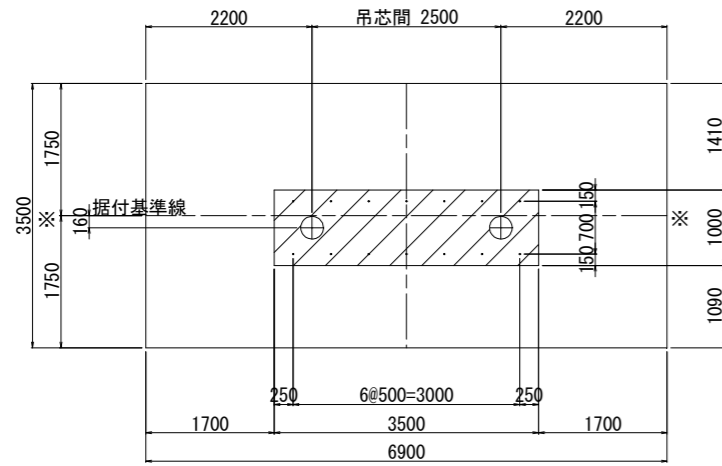
S-1:30



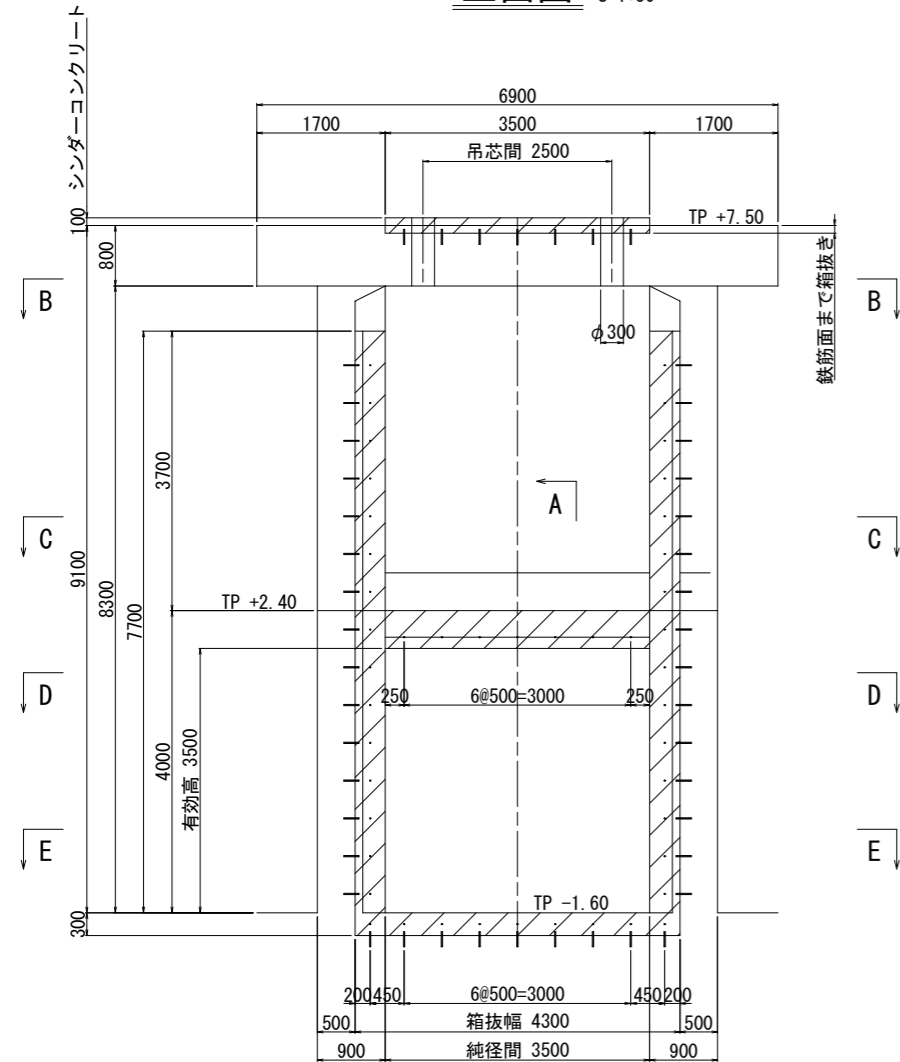
工事名	令和8年度 宇城農地整備事業 五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事		
図面名	排水樋門ゲート防護柵組立図		
年月日			
尺度	S-1:30	図面番号	8
会社名			
事務所名	九州農政局宇城農地整備事業所		

排水樋門ゲート箱抜差筋図

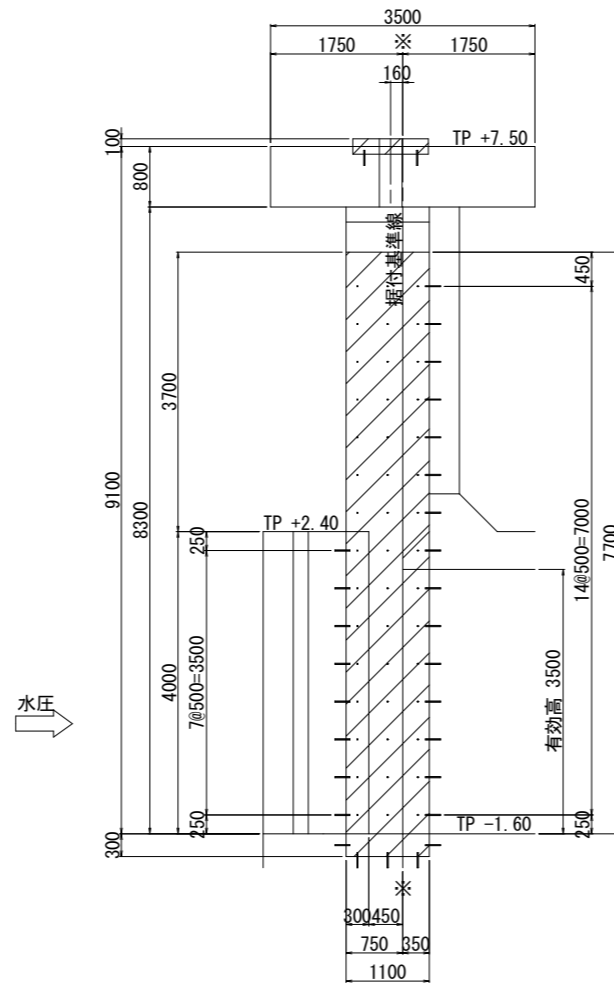
平面図 S=1:50



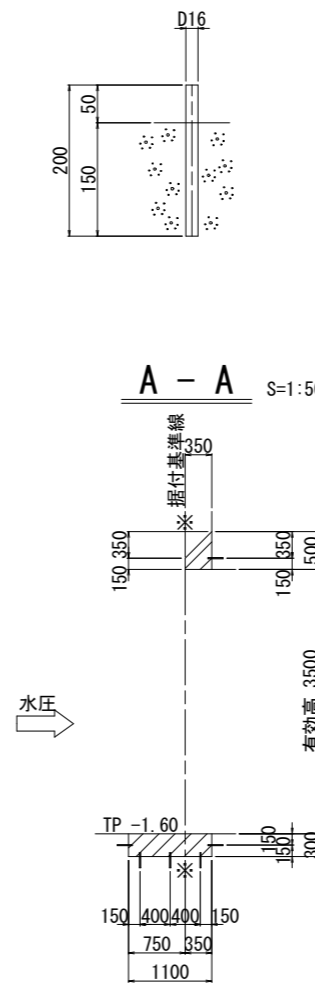
正面図 S=1:50



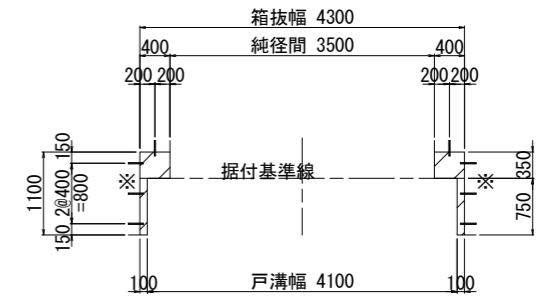
側面図 S=1:50



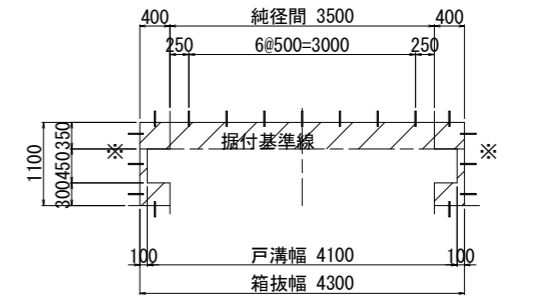
差筋施工図 S=1:5



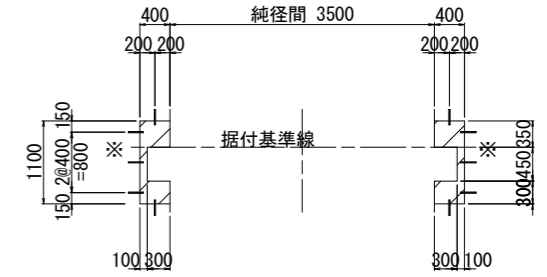
B - B S=1:50



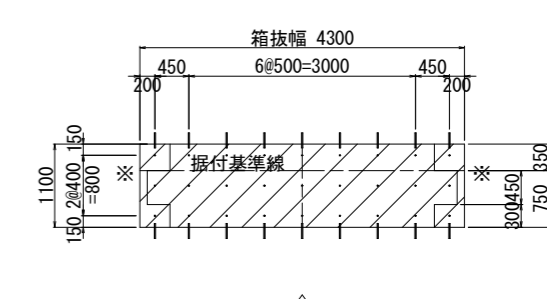
C - C S=1:50



D - D S=1:50



E - E S=1:50



※ 斜線部は箱抜きを示す

工事名	令和8年度 宇城農地整備事業		
図面名	五丁川第2排水機場排水樋門ゲート据付工事		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	参1
会社名			
事業者名	九州農政局宇城農地整備事業所		